

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第2回農業委員会総会議事録

令和8年8月28日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	1	石田 琢也	委員
	2	田中 裕二	委員

第 2 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和 8 年 8 月 28 日 午後 1 時 00 分～午後 2 時 30 分

2. 開催場所 佐呂間町町民センター 第 3 研修室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 青野 英一郎

4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 海辺 雅裕

佐呂間町農業委員会事務局次長 本田 利明

佐呂間町農業委員会農地係 石黒 亮雅

5. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	石田 琢也	9	柳原 悟
2	田中 裕二	10	藤澤 公彦
3	渡部 洋		
4	山内 秀仁	12	木村 博
5	阿部 隆文	13	齊藤 隆幸
6	齊藤 将平	14	平戸 光宏
7	十亀 正	15	青野 誠
8	荒田由紀野	16	青野 英一郎

6. 欠席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
		11	田村 通啓

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議	案第 1 号	農地法第 2 条第 1 項の農地の該当の有無について
議	案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議	案第 3 号	農地転用許可に係る事業計画の変更申請について
議	案第 4 号	農地法施行規則第 29 条第 1 項第 4 号の規定による特例適用の検討申出について
議	案第 5 号	農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農地利用集積等促進計画案の決定について
議	案第 6 号	農地中間管理機構による買入協議の要請について
議	案第 7 号	現況証明願について
報告事項	第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

事 務 局 長	只今から、第2回農業委員会総会を開催いたします。 出席委員は、16名中15名で、総会は成立しております。 議事録署名委員の指名を行います。
議 長	署名委員は、1番石田委員さん、2番田中委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。
事 務 局	報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。 報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、報告します。
	番号1 土地の所在が仁倉553番2外1筆、現況地目が畑で合計面積23,701㎡、契約期間は令和5年3月1日から令和15年2月28日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和8年6月18日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。 解約後は賃貸借です。
	番号2 土地の所在が仁倉698番10外1筆、現況地目が畑で合計面積27,017㎡、契約期間は令和3年10月29日から令和13年10月31日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和8年6月17日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。 解約後は賃貸借です。
	番号3 土地の所在が仁倉39番外2筆、現況地目が畑で合計面積28,320㎡、契約期間は平成30年6月26日から令和10年6月30日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和8年3月15日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。 解約後は賃貸借です。
	番号4 土地の所在が若里561番1外12筆、現況地目が畑で合計面積72,777.65㎡、契約期間は平成28年3月31日から令和8年3月31日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和8年6月26日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。 解約後は賃貸借です。
	番号5 土地の所在が幌岩256番1外15筆、現況地目が畑で合計面積108,061㎡、契約期間は平成27年10月30日から令和7年10月31日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和8年6月14日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。
	番号6 土地の所在が武士33番1外2筆、現況地目が畑で合計面積17,510㎡、契約期間は平成27年11月30日から令和7年11月30日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和8年5月25日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。
	番号7 土地の所在が大成284番3、現況地目が畑で面積17,366㎡、契約期間は平成7年3月29日から平成17年11月30日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和8年7月1日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は

賃貸借です。

番号 8

土地の所在が大成 287 番、現況地目が畑で面積 3,419 ㎡、契約期間は平成 7 年 3 月 29 日から平成 17 年 11 月 30 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 7 月 1 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 9

土地の所在が若里 620 番 3 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 10,957 ㎡、契約期間は平成 8 年 4 月 30 日から平成 18 年 11 月 30 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 7 月 10 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 10

土地の所在が若里 534 番 3 外 8 筆、現況地目が畑で合計面積 63,013 ㎡、契約期間は平成 8 年 4 月 30 日から平成 18 年 11 月 30 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 7 月 10 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 11

土地の所在が若里 663 番 1 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 43,638 ㎡、契約期間は平成 28 年 2 月 29 日から令和 8 年 2 月 28 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 7 月 10 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 12

土地の所在が若里 578 番 2、現況地目が畑で面積 13,815 ㎡、契約期間は平成 28 年 1 月 29 日から令和 8 年 1 月 31 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 7 月 10 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 13

土地の所在が若里 567 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 26,086 ㎡、契約期間は平成 28 年 1 月 29 日から令和 8 年 1 月 31 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 7 月 10 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 14

土地の所在が大成 206 番 2、現況地目が畑で面積 5,738 ㎡、契約期間は平成 28 年 7 月 28 日から令和 8 年 7 月 31 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 8 年 7 月 29 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。
以上です。

議

長

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
何か質問等、ありませんでしょうか。
質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。

各

委

員

——— 異議なし ———

議 長	報告事項第 1 号は原案どおり報告済みといたします。
議 長	次に、議案の審議に入ります。
事 務 局	議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の農地の該当の有無について このことについて、事務局の説明を求めます。 議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の農地の該当の有無について 下記の土地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かについて審議願います。
	番号 1 土地の所在が共立 150 番 1B 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 2,911 ㎡、所有者が●●●●さん、事前に令和 8 年 7 月 9 日、前任の関係農業員と現況確認を行っています。 図面で説明いたしますと、(1 ページ)の土地です。対象地につきましては、町道陰の沢 9 線道路沿い、●●●●宅周辺の土地となります。 現況及び経過について説明いたします。 対象地には、昭和 55 年から平成 18 年までに牛舎、乾草庫を建築したとのことです。20 年ほど前に農業委員の立ち入りがあり、そこで農地違反転用の説明があったが、その後の指導が無かった。今回、経営移譲のこともあり、違反転用に同意しました。所有者、経営移譲者の方には農地法について説明し、違反転用にあたること、今後このようなことがないよう、指導を行っています。 以上、違反転用地ではありますが、申し合わせに従い、非農地判断を行い、現況地目を変更することとしてよろしいか、ご協議願います。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
藤 澤 委 員 事 務 局	何か質問等、ありませんでしょうか。 どうして違反転用がわかったのですか。 今回は、●●●●さんから 1 ページの右下にある共立 429 番 5 について、現況地目が山林のため畑とする現況確認の依頼がありました。昨年●●●●さんから●●●●さんへの経営移譲の話があり、農地法第 3 条の親子間の使用貸借に関して事前準備をしていたため、その準備の中で畑に牛舎や D 型ハウスが建っていることが判っていましたので、現況確認の依頼があった時に●●●●さんへ違反転用について説明しています。
藤 澤 委 員 事 務 局	農地法第 3 条の親子間の使用貸借はどうなりましたか。 現地で現況確認した時に●●●●さんと●●●●さんへ説明していますが、いまだ資料の提出を受けていません。
議 各 委 員 議 長	質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし——— 議案第 1 号は原案どおり決定いたします
議 長	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定によって●番、●●●●委員の退場を求めます。 暫時休憩します。
	(●番 ●●●●委員 退場)
議 長	休憩前に引き続き総会を開きます。
事 務 局	このことについて、事務局の説明を求めます。 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

		農地法第3条の規定に基づき、下記の者より許可申請があったので、可否について審議願います。 番号1 土地の所在が浜佐呂間396番6B外8筆、現況地目が畑で、合計面積2,961㎡、譲渡が●●●●さん、譲受が●●●●さん、農業従事者世帯員4名、経営状況はトラクター6台、トラック2台、他作業機3台を所有、経営面積は、666,801.00㎡で、30年間の無償使用貸借です。 この案件につきましては、事前に7月9日、前任の関係農業委員さん立会いのもと現地調査を実施しております。 図面で説明いたしますと、(2ページ)です。 申請地につきましては、町道浜佐呂間潮見1号道路付近等の土地となります。 以上です。
議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
		何か質問等、ありませんでしょうか。
各	委	質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
議	員	———異議なし———
	長	議案第2号番号1は原案どおり決定いたします
		●●●●委員の入場を求めます。
		暫時休憩します。
		(●番 ●●●●委員 入場)
議	長	休憩前に引き続き総会を開きます。
		議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
		農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定によって●番、●●●●委員の退場を求めます。
		暫時休憩します。
		(●番 ●●●●委員 退場)
議	長	休憩前に引き続き総会を開きます。
		このことについて、事務局の説明を求めます。
事	務	農地法第3条の規定に基づき、下記の者より許可申請があったので、可否について審議願います。
局		番号2
		土地の所在が幌岩292番1、現況地目が畑で、面積5,560㎡、譲渡人が亡 ●●●●
		●相続財産清算人●●●●さん、譲受人が●●●●さん、農業従事者世帯員4名、経営状況はトラクター7台、コンバイン2台、他を所有、経営面積は、1,064,581.00㎡で、売買です。
		この案件につきましては、事前に7月23日、関係農業委員さん立会いのもと現地調査を実施しております。
		図面で説明いたしますと、(3ページ)です。
		申請地につきましては、町道幌岩浪速間道路付近、亡●●●●宅周辺の土地となります。
		以上です。
議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
		何か質問等、ありませんでしょうか。
		質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各	委	———異議なし———
議	員	議案第2号番号2は原案どおり決定いたします
	長	●●●●委員の入場を求めます。
各	委	
議	員	

議 長	暫時休憩します。
議 長	(●番 ●●●●委員 入場)
議 長	休憩前に引き続き総会を開きます。
事 務 局	議案第 3 号 農地転用許可に係る事業計画の変更申請について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 3 号 農地転用許可に係る事業計画の変更申請について 農地法第 4 条第 1 項に基づき許可したことについて、下記の者より農地転用事業計画の変更申請があったので、可否について審議願います。
	番号 1 土地の所在が富士 519 番 4 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 35,503 ㎡、農地区分は農業振興地域内農用地区域で、申請者は●●●●、土地の利用計画は農業用施設用地です。 変更前の申請理由は農業用倉庫 8 棟、建築面積は 5,598.72 ㎡。 変更後の申請理由は、牛舎 4 棟、堆肥舎 4 棟、バンカーサイロ 1 棟、建築面積は 10,196.80 ㎡。変更後の施設は建築済みです。 申請地には、転用の妨げとなる権利も無く、隣接地への影響についても、問題ありませんので、転用はやむを得ないと思われます。 この案件につきましては、8 月 20 日に担当農業委員さんと現地調査と書類審査を実施しております。 図面で説明いたしますと、(4 ページと 5 ページ)です。 4 ページが位置図で、申請地につきましては、道道富士佐呂間線と町道トカロチ幹線道路との分岐のあたりの土地となります。 5 ページは施設の配置図となります。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
各 委 員	何か質問等、ありませんでしょうか。
議 長	質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各 委 員	———異議なし———
議 長	議案第 3 号は原案どおり決定いたします
議 長	議案第 4 号 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 4 号の規定による特例適用の検討申出について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 4 号 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 4 号の規定による特例適用の検討申出について 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の者より特例適用の検討申出があったので、可否について審議願います。
	番号 1 土地の所在が共立 710 番 1 のうち、現況地目が畑で面積 3,950 ㎡、農地区分は農用地区域で、申請者は●●●●さん、申請理由は●●●●さんの牛舎・パドック・乾燥舎の新築で、土地利用計画は農業用施設用地です。 牛舎等の建築物の新築面積は 937.12 ㎡、工期は令和 8 年 1 2 月末まで。 申出地には、転用の妨げとなる権利も無く、隣接地への影響についても、問題ないので、転用はやむを得ないと思われます。 図面で説明いたしますと、(6 ページと 7 ページ)です。 6 ページが位置図で、申請地につきましては、町道共立 5 5 号道路沿いの土地とな

		ります。 7 ページは施設の配置図となります。 以上です。
議 長		事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各 委 員		——— 異議なし ———
議 長		議案第 4 号は原案どおり決定いたします
議 長		議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、下記の農用地利用集積等促進計画について議決を求めます。 また、当該促進計画案に異存なき場合は、公益財団法人北海道農業公社へ同法第 18 条 11 項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合には即日公告できることとします。 公益財団法人北海道農業公社の説明は省略させていただきます。 番号 1. 2. 利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 264 番 1、現況地目が畑で面積 11, 169 ㎡です。所有権移転の時期は令和 8 年 9 月の公社での指定日で対価の支払期限は令和 8 年 11 月の公社での指定日、土地の引き渡し時期は令和 8 年 9 月の公社での指定日です。売買価格は、390, 000 円、10 ㎡当たり 34, 900 円です。あっせん会につきましては、令和 8 年 6 月 17 日から 1 回実施しております。 図面で説明いたしますと（8 ページ）の土地です。 申請地につきましては、町道仁倉 7 号道路付近土地となります。 番号 3. 4. 利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が遠軽町 ●●●●さん。土地の所在が知来 421 番 1、現況地目が畑で面積 5, 300 ㎡です。 利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。 所有権移転の時期は令和 8 年 9 月の公社での指定日で対価の支払期限は令和 8 年 11 月の公社での指定日、土地の引き渡し時期は令和 8 年 9 月の公社での指定日です。売買価格は、300, 000 円、10 ㎡当たり 56, 600 円です。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 13 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（9 ページ）の土地です。 申請地につきましては、道道留辺蘂浜佐呂間線付近の土地となります。 以上です。 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ——— 異議なし ———
議 長		議案第 5 号番号 1. 2. 3. 4 は原案どおり決定いたします
各 委 員		

議 長	議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について
議 長	農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定によって●番、●●●●委員の退場を求めます。 暫時休憩します。
議 長	(●番 ●●●●委員 退場) 休憩前に引き続き総会を開きます。
議 長	議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	番号 5.6. 利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 42 番外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 32,199 m ² です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 9 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 65,000 円、10 ㎡当たり 2,000 円で、初回のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 8 年 6 月 17 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと(10 ページ)赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道仁倉浜佐呂間 8 線道路沿いの土地となります。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各 委 員	———異議なし———
議 長	議案第 5 号番号 5.6 は原案どおり決定いたします ●●●●委員の入場を求めます。 暫時休憩します。
議 長	(●番 ●●●●委員 入場) 休憩前に引き続き総会を開きます。
議 長	議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	番号 7.8. 利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 822 番 4、現況地目が畑で面積 17,669 m ² です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 9 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 18,000 円、10 ㎡当たり 1,000 円で、初回のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 8 年 6 月 25 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと(11 ページ)赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道知来仁倉間道路付近の土地となります。
事 務 局	番号 9.10. 利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 553 番 2 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 23,128 m ² です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 9 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 115,000 円、10 ㎡当たり 5,000 円で、前回は 5,300 円です。あっせん会につきましては、令和 8 年 6 月 18 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと(12 ページ)赤枠の土地です。

		申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線、町道仁倉 10 号道路沿いの土地となります。 番号 11. 12. 利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が若佐 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 698 番 10 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 27, 017 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 9 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 135, 000 円、10 ㎡当たり 5, 000 円で、前回も 5, 000 円です。あっせん会につきましては、令和 8 年 6 月 17 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（13 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道仁倉 7 線道路沿いの土地となります。 以上です。 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし———
議 長		
各 委 員		議案第 5 号番号 7. 8. 9. 10. 11. 12 は原案どおり決定いたします
各 議 長		議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について
		農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定によって●番、●●●●委員の退場を求めます。
		暫時休憩します。
		（●番 ●●●●委員 退場）
議 長		休憩前に引き続き総会を開きます。
		議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について
		このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局		番号 13. 14.
		利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が遠軽町 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 39 番外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 28, 320 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 9 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 56, 000 円、10 ㎡当たり 2, 000 円で、前回も 2, 000 円です。あっせん会につきましては、令和 8 年 6 月 17 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（14 ページ）赤枠の土地です。
		申請地につきましては、町道仁倉浜佐呂間 8 線道路付近の土地となります。
		以上です。
議 長		事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
		何か質問等、ありませんでしょうか。
		質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
		———異議なし———
各 委 員		議案第 5 号番号 13. 14 は原案どおり決定いたします
各 議 長		●●●●委員の入場を求めます。
		暫時休憩します。
		（●番 ●●●●委員 入場）
議 長		休憩前に引き続き総会を開きます。
		議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について

事務局	このことについて、事務局の説明を求めます。 番号 15. 16. 利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が東京都 ●●●●さん。土地の所在が若里 564 番 3、現況地目が畑で面積 6, 230 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 9 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 10, 000 円、10 ㎡当たり 1, 600 円で、初回のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 20 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（15 ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、町道若里東 10 号道路付近の土地となります。 番号 17. 18. 利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が若里 159 番 6 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 2, 121 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 9 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 6, 000 円、10 ㎡当たり 2, 800 円で、前回は、2, 600 円です。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 7 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（16 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道若里西 2 線道路沿いの土地となります。 番号 19. 20. 利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が若里 561 番 1 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 70, 762 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 9 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 94, 000 円、10 ㎡当たり 1, 300 円で、前回は 1, 500 円です。あっせん会につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（17 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道若里北幹線、若里東 1. 2 線道路沿いの土地となります。以上です。
議長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ——— 異議なし ———
各委員 議長	議案第 5 号 番号 15. 16. 17. 18. 19. 20 は原案どおり決定いたします 議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について 農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定によって●番 ●●●●委員の退場を求めます。 暫時休憩します。 （●番 ●●●●委員 退場）
議長	休憩前に引き続き総会を開きます。 議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局	番号 21. 22. 利用権の設定等を受ける者が、幌岩 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が石狩市 ●●●●さん。土地の所在が幌岩 256 番 1A 外 9 筆、現況地目が畑で合計面積 94, 001 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利

議 長	長	用権の期限は令和 8 年 9 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 423,000 円、10 ㎡当たり 4,500 円で、前回は 5,000 円です。あっせん会につきましては、令和 8 年 6 月 14 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（18 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道幌岩 2 線、幌岩 5 号道路沿いの土地となります。 以上です。 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし———
		議案第 5 号番号 21. 22 は原案どおり決定いたします ●●●●委員の入場を求めます。 暫時休憩します。 （●番 ●●●●委員 入場）
議 長	長	休憩前に引き続き総会を開きます。 議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。 番号 23. 24.
		事務局 利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●、利用権の設定等をする者が千葉県 ●●●●さん。土地の所在が武士 264 番 1A 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 24,797 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 9 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 87,000 円、10 ㎡当たり 3,500 円で、前回は 4,500 円です。あっせん会につきましては、令和 8 年 5 月 29 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（19 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道武士 36 号道路沿いの土地となります。 以上です。 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし———
議 長	長	議案第 5 号番号 23. 24 は原案どおり決定いたします 議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について 農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定によって●番、●●●●委員の退場を求めます。 暫時休憩します。 （●番 ●●●●委員 退場）
		議 長 休憩前に引き続き総会を開きます。 議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。 番号 25. 26.
議 長	長	事務局 利用権の設定等を受ける者が、武士 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が埼玉県 ●●●●さん。土地の所在が武士 33 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 17,510 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 9 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 62,000 円、10 ㎡当たり 3,500 円で、前回は 6,000 円です。あっせん会につきましては、令和 8

議 長	各 委 員	年 5 月 25 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（20 ページ）赤 枠の土地です。 申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い、町道武士 37 号道路付近の土地 となります。 以上です。 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし———
		議案第 5 号番号 25. 26 は原案どおり決定いたします ●●●●委員の入場を求めます。 暫時休憩します。 （●番 ●●●●委員 入場）
議 長		休憩前に引き続き総会を開きます。 議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農 用地利用集積等促進計画案の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。 番号 27. 28.
事 務 局		利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●、利用権の設定等をする者が大成 ● ●●●●さん。土地の所在が大成 284 番 3A 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 16, 261 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の 期限は令和 8 年 9 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 10, 000 円、10 ㎡ 当たり 600 円で、前は 3, 900 円と 3, 800 円です。あっせん会につきましては、令 和 8 年 7 月 1 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（21 ページ） 赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道大成西 48 号道路付近の土地となります。 以上です。 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし———
議 長	各 委 員	議案第 5 号番号 27. 28 は原案どおり決定いたします 議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農 用地利用集積等促進計画案の決定について 農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定によって●番、●●●●委員の退 場を求めます。 暫時休憩します。 （●番 ●●●●委員 退場）
議 長		休憩前に引き続き総会を開きます。 議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農 用地利用集積等促進計画案の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。 番号 29. 30.
事 務 局		利用権の設定等を受ける者が、若里 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が若 里 ●●●●さん。土地の所在が若里 534 番 3 外 14 筆、現況地目が畑で合計面積 90, 394 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利 用権の期限は令和 8 年 9 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 252, 000 円、10 ㎡当たり 2, 800 円で、前は 3, 700 円、4, 100 円と 2, 300 円です。あっせん 会につきましては、令和 8 年 5 月 20 日から 1 回実施しております。図面で説明いた

議 長	各 委 員 長	しますと（22～24 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道若里 11 号道路、若里基線道路、若里東 1・2 線道路沿いの土地となります。 以上です。 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ——— 異議なし ———
		議案第 5 号番号 29. 30 は原案どおり決定いたします ●●●●委員の入場を求めます。 暫時休憩します。 （●番 ●●●●委員 入場）
		休憩前に引き続き総会を開きます。 議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について 農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定によって●番、●●●●委員の退場を求めます。 暫時休憩します。 （●番 ●●●●委員 退場）
議 長	事務局	休憩前に引き続き総会を開きます。 議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。 番号 31. 32. 利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が若里 578 番 2A、現況地目が畑で合計面積 13, 529 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 9 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 36, 000 円、10 ㎡当たり 2, 700 円で、前は 2, 600 円です。年額の賃貸料は同額でしたが、賃貸する農地に建物があり、その部分が減ったことにより、10 ㎡当たりが上がりました。あっせん会につきましては、令和 8 年 4 月 28 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（25 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道若里東 1・2 線道路付近の土地となります。
議 長		番号 33. 34. 利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が若里 568 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 20, 800 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 9 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 56, 000 円、10 ㎡当たり 2, 700 円で、前回は 2, 700 円です。あっせん会につきましては、令和 8 年 4 月 28 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（26 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道若里北幹線、若里東 1・2 線道路付近の土地となります。 以上です。 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ——— 異議なし ———

各 議	委 員 長	議案第 5 号番号 31. 32. 33. 34 は原案どおり決定いたします ●●●●委員の入場を求めます。 暫時休憩します。 (●番 ●●●●委員 入場)
議	長	休憩前に引き続き総会を開きます。 議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農 用地利用集積等促進計画案の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。 番号 35. 36.
事 務 局		利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が栄 ●●●●さん。土地の所在が大成 206 番 2、現況地目が畑で面積 5,738 m²です。利 用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 9 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 23,000 円、10 ㎡当たり 4,000 円で、前回は 5,200 円です。あっせん会につきましては、令和 8 年 7 月 29 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと (27 ページ) 赤枠の土地です。 申請地につきましては、国道 333 号沿いの土地となります。 以上です。
議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし———
各 議	委 員 長	議案第 5 号番号 35. 36 は原案どおり決定いたします 議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農 用地利用集積等促進計画案の決定について 農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定によって●番、●●●●委員の退 場を求めます。 暫時休憩します。 (●番 ●●●●委員 退場)
議	長	休憩前に引き続き総会を開きます。 議案第 5 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農 用地利用集積等促進計画案の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。 番号 37. 38.
事 務 局		利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が永代 町 ●●●●さん。土地の所在が若里 638 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 91,995 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利 用権の期限は令和 8 年 9 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 193,000 円、10 ㎡当たり 2,100 円で、前回は 2,100 円です。あっせん会につきましては、令 和 8 年 4 月 28 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと (28 ページ) 赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道若里東 1・2 線道路沿いの土地となります。 以上です。
議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし———
各 議	委 員 長	議案第 5 号 37. 38 は原案どおり決定いたします ●●●●委員の入場を求めます。 暫時休憩します。

		(●番 ●●●●委員 入場)
議 長	長	休憩前に引き続き総会を開きます。
議 長	長	議案第 6 号 農地中間管理機構による買入協議の要請について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	局	議案第 6 号 農地中間管理機構による買入協議の要請について 農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定により、利用関係の調整を進めたが、 不調となったので、町長に買入れ協議の要請をしたいので審議を求めます。
		番号 1. 申出者が永代町 ●●●●さん、土地の所在が東 15 番 1 外 41 筆、現況地目、畑が 272,295 m ² 、採草放牧地が 38,650 m ² で合計面積 310,945 m ² です。 当該地については、申出者より所有権移転のあっせんの申出があり、調整を進めて まいりましたが、不調となったことから、農地中間管理機構、公益財団法人、北海 道農業公社に買入れ協議をおこなうよう佐呂間町長に要請をするものです。 図面で説明いたしますと(29～31 ページ)の赤枠の土地です。 買入協議要請地は道道留辺薬浜佐呂間線沿いと道道知来東線沿いの土地となりま す。 以上です。
議 長	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
渡 部 委 員	局	●●●●さんの農地は誰が購入する予定ですか
事 務 局	局	新規就農の●●●●さんの予定です。5 月の●●●●さんの買入協議と同じ流れの 予定ですので、今後、売買が提案されます。
		質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
議 各 委 員	長	———異議なし———
議 長	長	議案第 6 号は原案どおり決定いたします
議 長	長	議案第 7 号 現況証明願について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	局	議案第 7 号 現況証明願について 下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。
		番号 1. 土地の所在が富富士 400 番 6、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で 利用状況は雑種地、面積 1,788 m ² 、所有者 ●●●●さん、願出人 富富士 ●●●● ●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと、(32 ページ)の赤枠の土地です。申請地は、道道富富士佐 呂間線沿いの土地となります。 以上です。
議 長	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
		質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
		議案第 7 号は原案どおり決定いたします
		———異議なし———
各 委 員	長	その他、各委員さんの方から何かありませんか。
議 各 委 員	長	———ありません———
		なければ第 2 回農業委員会総会を終ります。

議 長